

～施設管理者のみなさま～

# 受動喫煙防止対策をお願いします！

2019年7月1日から、改正健康増進法により**第一種施設は屋内禁煙**となりました。

## 【第一種施設の例】

大学、各種養成施設  
病院、診療所、助産所、薬局、施術所  
介護老人保健施設、介護医療院  
行政機関の庁舎 など



これらの施設は、

**屋内に喫煙場所を設置することはできません。**

- **屋外**に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することは可能ですが、必要な要件を満たさなければなりません。
- 特定屋外喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮することが法律で義務付けられています。

## 【特定屋外喫煙場所の要件】

- ① 第一種施設の**屋外**の場所であること。
- ② 禁煙場所と明確に区画されていること。
- ③ 喫煙をすることができる場所であることを記載した標識<sup>(※)</sup>の掲示がされていること。
- ④ 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。  
(例) 建物の裏や屋上



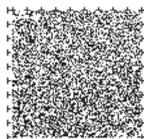
特定屋外喫煙場所の規定は、特定屋外喫煙場所の設置を推奨するものではありません。

(※) 標識については、裏面をご覧ください。



受動喫煙防止対策推進シンボルマーク

受動喫煙による健康への影響を未然に防止し、  
誰もが快適に過ごせる街を実現するため、  
受動喫煙防止対策に  
皆様のご協力をお願いします。



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。スマートフォンのアプリ (Uni-Voice) でこのコードを読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

東京都では、施設向けポスターや特定屋外喫煙場所の標識を作成・配布しています。



【施設向けポスター】



【ポスター(特定屋外喫煙場所を設置する場合)】



【特定屋外喫煙場所の標識】

○ 標識やポスターは以下の方法で入手できます。

【ポスター】

・「東京都福祉保健局ホームページ とうきょう健康ステーション」からダウンロード  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/july\\_posters.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/july_posters.html)

・メールまたはファックスで申込み

① 団体名、担当者名 ② 送付先の郵便番号・所在地 ③ 電話番号 ④ 必要部数を記載し、下記の宛先までメール又はファックスでお申し込みください。

メールアドレス：S0000289@section.metro.tokyo.jp

ファックス番号：03-5388-1427

※ポスターの仕様は、片面フルカラーで、A2サイズです。

在庫状況によっては御希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【標識】

・「東京都福祉保健局ホームページ とうきょう健康ステーション」からダウンロード  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/hyoshiki.html>

問い合わせ先

内 容	問い合わせ先
■このチラシの内容等について	東京都多摩府中保健所 企画調整課企画調整担当 電 話：042-362-2334 FAX：042-360-2144
■ 受動喫煙防止対策の最新情報について	東京都福祉保健局ホームページ 「とうきょう健康ステーション」 東京都受動喫煙防止条例 検索
■ 東京都受動喫煙防止条例の内容や関連する東京都の施策等について	もくもくゼロ 0570-069690 月～金（祝日・年末年始除く） 9時から17時45分まで ※相談料は無料ですが、別途通信料がかかります。

